

文部科学大臣 様

安全で豊かな学校給食の実現と生きる力を育む食教育の充実のため



学校栄養職員・栄養教諭の 1校1名の配置を求める要請署名

現状は 3校に1名の配置のみ

学校栄養職員・栄養教諭は、食の安全性に配慮し、日本の食文化を大切にしながら、子どもたちの成長・発達を保障する豊かな学校給食が実施できるよう努力を重ねてきました。食生活の変化や子どもたちの実態からも、学校給食を通じた食育が、ますます重要になっています。

《現在の学校栄養職員（栄養教諭）の配置基準》

小・中学校	単独校	学校給食実施対象児童・生徒数 550人以上の学校・・・（1人） 549人以下の学校・・・（4校に1人） *550人未満の学校が3校以下の市町村には1人
	共同調理場	学校給食実施対象児童・生徒数 1,500人以下・・・（1人） 1,501人～6,000人まで・・・（2人） 6,001人以上・・・（3人）
特別支援学校（義務制）		・・・1校1名の配置
夜間中学・定時制高校		・・・配置基準がない

すべての学校に1校1名配置すると、たとえばこのような事を実現することができます。

- ・ 子どもたちと寄り添いながら 1人ひとりの課題に向き合う指導ができます。
- ・ 担任等と連携し、教科とも関連した食教育を継続的に実施できます。
- ・ 食物アレルギー等個別の課題に対応した、きめ細やかな配慮をすることができます。
- ・ 生産者と連携した地産地消や産直等のとりくみがすすめられます。

栄養教諭制度が創設（2005年）されて10年目。栄養教諭は、学校給食実施校数全体の約15%の配置しかなく、都道府県による配置数の差も、ますます大きくなっています。学校教育の中で食育推進は、今まで以上に求められています。すべての都道府県で栄養教諭制度が一層促進され、希望する学校栄養職員全員が速やかに栄養教諭として任用されるよう以下のことを要請します。

要 請 項 目

1. 配置基準を改善し1校1名の学校栄養職員・栄養教諭を配置すること。当面、配置基準の対象人数を550人以上から300人以上の学校とし、基準に達しない場合は4校に1人を2校に1人の配置にすること。共同調理場についても、単独校と同様の配置基準とすること。
2. 栄養教諭免許を取得した学校栄養職員については、希望者全員を速やかに栄養教諭に任用するよう自治体に働きかけること。さらに栄養教諭の配置がすすむよう予算計上を行うこと。
3. 認定講習会の開催については、希望する学校栄養職員全員が受講できるようにすること。特に専門の2単位については、国の責任で受講できるように措置を講じること。

2014年

全日本教職員組合（全教）
全日本教職員組合 栄養職員部

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1

氏 名	住 所

※この署名の住所・氏名は目的以外の使用はしません。